

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(**新設** ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	18		府 省 庁 名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望 項目名	所得税における生命保険料控除制度の拡充の恒久化に併せた一時払生命保険の個人住民税における生命保険料控除制度の控除の適用対象からの除外等			
要望内容 (概要)	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 生命保険料控除は、所得税額・個人住民税額の計算上、支払った生命保険料のうち、一定の金額の所得控除が可能となるもの。 ・特例措置の内容 令和８年分所得税において講じられた、23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得控除限度額に対する２万円の上乗せ措置の恒久化と併せて、「令和６年度税制改正大綱（令和５年１２月１４日　自由民主党・公明党）」・「令和７年度税制改正大綱（令和６年１２月２０日　自由民主党・公明党）」において示された、一時払生命保険を控除の適用除外とすることについて要望するもの。 （※）令和６年度税制改正大綱【抜粋】 ３．経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し （１）子育て支援に関する政策税制 ③　子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充 所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の４万円の適用限度額に対して２万円の上乗せ措置を講ずる。 なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の１２万円から変更しない。 また、一時払生命保険については、既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられ、万が一のリスクへの備えに対する自助努力への支援という本制度の趣旨と合致しないことから、これを控除の適用対象から除外する。 （※）令和７年度税制改正大綱【抜粋】 ３．経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し （２）子育て世帯への支援 ①　子育て支援に関する政策税制 ハ　子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充 令和８年分所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の４万円の適用限度額に対して２万円の上乗せ措置を講ずる。 なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の１２万円から変更しない。 一時払生命保険については、２万円の上乗せ措置を時限的に講じている間は控除の適用対象から除外しないこととする。			
関係条文	地方税法第34条第１項第５号、第314条の２第１項第５号 所得税法第76条、租税特別措置法第41条の15の5			
減収 見込額	[初年度]	—	(—)	[平年度] — (—) [改正増減収額] — — (単位：百万円)

要望理由	(1) 政策目的 生命保険料控除制度の拡充により、国民一人ひとりのニーズに沿った多様な生活保障の準備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保する。 (2) 施策の必要性 人生 100 年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要になっている。 こうした状況下において、生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっているほか、特に子どもを扶養している世帯においては、遺族の生活資金の備え等として、生命保険の遺族補償としての役割が高まっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、国民の相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなる。
本要望に対応する 縮減案	なし

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		今年度が初めての要望である。